

板橋区すくすくカード事業実施要綱

(平成18年5月23日区長決定)

改正 (平成20年11月20日区長決定)

改正 (平成27年9月2日区長決定)

改正 (平成28年3月14日区長決定)

改正 (平成29年1月30日区長決定)

改正 (令和3年3月5日区長決定)

改正 (令和3年9月22日区長決定)

改正 (令和4年3月4日区長決定)

改正 (令和7年3月27日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、妊娠中及び出産後の保護者が抱える育児不安及び負担を軽減するサービスの利用を推進することにより、保護者の心身の健康を支援し、及び子どもの健やかな成長を図り、もって子育てしやすい環境づくりの推進に資することを目的とする。

(すくすくカード事業)

第2条 板橋区長（以下「区長」という。）は、前条の目的を達成するため、子育て在宅支援推進事業（以下「すくすくカード事業」という。）を実施する。

2 すくすくカード事業は、区長の指定する事業者が提供するサービスを無料で利用することのできるサービス利用券が編綴された板橋区すくすくカード（以下「カード」という。）を交付することにより行う。

3 前項のサービス利用券（以下「利用券」という。）は、カード1部につき、6枚を編綴するものとする。

(交付対象者)

第3条 利用券を交付する対象者（以下「対象者」という。）は、交付日現在、板橋区（以下「区」という。）内に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 区長に対する母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に基づく届出に係る妊婦
- (2) 区以外の区市町村から母子健康手帳（母子保健法第16条第1項の母子健康手帳をいう。以下同じ。）の交付を受け、その旨を申し出た妊婦
- (3) 3歳未満の子どもの父母、祖父母その他のもので当該子どもと同居し、かつ、これを養育するもの（前2号に該当するものを除く。以下「保護者」という。）

2 前項の規定に関わらず、その他区長が必要と認めるものについても、対象者としてすることができる。

(カードの交付)

第4条 区長は、対象者にカードを交付する。

2 交付するカードの部数は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前条第1項第1号又は第2号の対象者 当該妊婦に係る胎児の数に相当する部数

(2) 前条第1項第3号の対象者 当該保護者の養育する子どもの数に相当する部数

(使用方法)

第5条 前条の規定によりカードの交付を受けた者は、第2条第2項のサービスの中から任意にサービスを選択し、事業者が定める手続に従って当該サービスを利用する。

2 前項の規定によりサービスを利用する者（以下「利用者」という。）は、当該サービスを利用する際、別に定める利用券の枚数を事業者に提出しなければならない。

(利用券の効力)

第6条 利用券の有効期限は、第4条第2項各号に定める胎児又は子どもの年齢が3歳に達する日の前日とする。

2 第4条によりカードの交付を受けた者が区内に住所を有しなくなった場合は、前項の規定にかかわらず、当該カードに係る利用券はその日をもって効力を失う。

(カードの交付の取消)

第7条 次のいずれかに該当するときは、カードの交付を取り消すものとする。

(1) カードの交付を辞退したとき。

(2) 利用券を不正に使用したとき。

(3) 区長が利用を不相当と認めたとき。

(費用の弁償)

第8条 区長は、前条第2号及び第3号の規定によりカードの交付を取り消した場合で、利用者が既に利用を終了したサービスがあるときは、当該サービスに係る費用を利用者に弁償させることができる。

2 利用者は、前条の規定によりカードの交付を取り消されたときは、速やかに当該カードの利用券を区長に返納しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども家庭部長が定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行し、平成18年4月1日以降に誕生した子どもの保護者について適用する。

(新型コロナウイルス感染症の影響による利用券の有効期限の延長特例)

2 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の影響を受け、すくすくカード事業を利用できなかった場合であって、令和2年3月1日から令和5年3月30日までの間に有効期限が到来する利用券については、当該利用券の有効期限を令和6年3月30日までとする。ただし、同日以前に胎児又は子どもの年齢が3歳に達する場合は、第6条第1項の規定により、胎児又は子どもの年齢が3歳に達する日の前日を有効期限とする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

平成20年12月31日以前において、板橋区内に転入し、住民基本台帳法に規定する板橋区の住民票又は外国人登録法に規定する板橋区の外国人登録原票に記載又は登録されている1歳未満の子どもの保護者についても適用する。

付 則

この要綱は、平成27年9月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日以降に誕生した子どもの保護者について適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、改正後の付則第2項の規定は、令和2年3月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、付則第2項の改正規定は、区長決定の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

2 この要綱による改正後の板橋区すくすくカード事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行日以後に新要綱第3条第1項第1号又は第2号に該当する妊婦及び施行日以後に区に転入した保護者について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、施行日現在、この要綱による改正前の板橋区すくすくカード事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第3条第1項に該当し、カードの交付を受けた保護者は、新要綱第3条第1項第3号には該当しない。この場合において、当該カードに係る利用券の使用関係は、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、改正後の付則第2項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に交付したこの要綱による改正前の要綱第2条第3項の規定による育児支援ヘルパー派遣事業の利用のみに供することのできる券は、施行日以後、改正後の要綱第2条第3項の規定による利用券として使用できるものとする。